

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画策定する。

計画期間 : 令和4年4月1日～令和9年3月31日

目 標 : 男女の勤務継続年数を2年以上のばす。

実施期間・取り組み内容

: 相談窓口にて働き方の悩みを受け止め

規程に基づき働き方を模索。

社会福祉法人 育護会